

新型コロナウイルス感染症の影響に伴い事業収入が減少している方の
令和3年度固定資産税・都市計画税の減免（減額）について

1 減免（減額）の対象者

中小事業者（個人、法人）のうち2020年2月から10月までの任意の連続する3か月間の期間の事業収入の合計が前年同時期比30%以上減少している方

減免（減額）を希望される方は、申告書に必要な書類を添付して申告を行う必要があります。中小事業者は、以下の方となります。詳細は中小企業庁ホームページ等で御確認ください。

- ・資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人
- ・資本金若しくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
- ・常時使用する従業員数が1,000人以下の個人

性風俗関連特殊営業を営んでいる方及び大企業の子会社等を除きます。

2 減免（減額）となる固定資産税及び都市計画税の内容

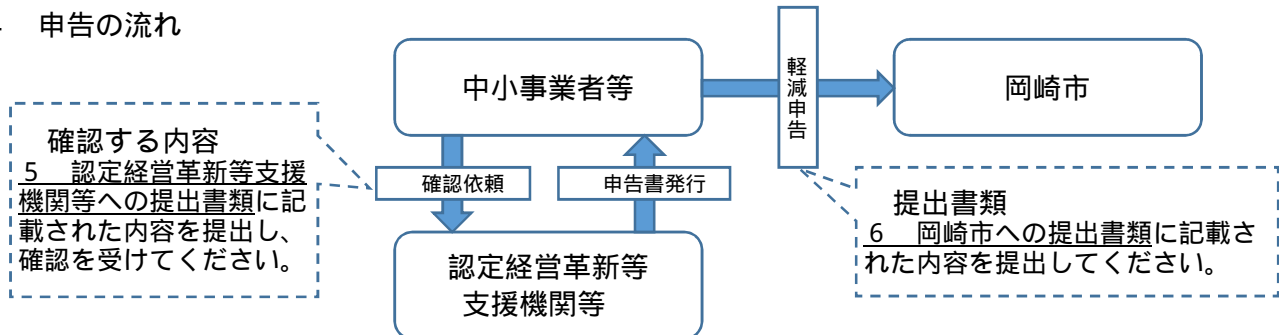
令和3年度（令和3年4月通知予定）の事業用家屋及び償却資産に対する固定資産税・都市計画税土地及び事業用でない家屋（住居用等）は対象外となります。

3 減免（減額）される割合

2020年2月～10月の任意の連続する3か月間の事業収入合計の前年同時期比に応じて減免割合が決まります。

事業収入合計の前年同時期比減少割合	固定資産税等の減免割合
30%以上50%未満	半額減免（減額）
50%以上	全額減免（減額）

4 申告の流れ



「認定経営革新等支援機関等」は税理士、公認会計士又は商工会議所等になります。詳細は中小企業庁ホームページ等で御確認ください。

5 認定経営革新等支援機関等への提出書類

(1) 特例申告書（全員必要）

- ・「認定経営革新等支援機関等確認欄」がありますので、当該機関等の認定を受けてください。
- ・特例申告書の様式は岡崎市のホームページで公開しております。岡崎市ホームページサイト内検索に「固定資産税軽減コロナウイルス」と入力ください。ホームページアドレス <https://www.city.okazaki.lg.jp/1100/1102/1122/p026312.html>
- ・ホームページをご覧になれない方等で、申告書が必要な方は下記問い合わせ先へ御連絡ください。

(2) 収入減を証する書類（全員必要）

- ・会計帳票や青色申告決算書等

(3) 特例対象家屋の事業用割合を示す書類（事業用家屋を対象とする方に限る）

- ・法人：法人税の申告における別表十六 ・個人事業主：青色申告決算書や収支内訳書 など

(4) 猶予の金額や期間等を確認できる書類（不動産賃料の「猶予」が含まれる場合に限る）

6 岡崎市への提出書類

- (1) 特例申告書（認定支援機関等の認定を受けたもの原本）
- (2) 認定経営支援機関等へ提出した書類の写し
- (3) 名寄帳のコピー又は課税明細書のコピー（事業用家屋を対象とする方に限る）
- (4) 償却資産申告書（償却資産をお持ちで申告の必要な方に限る）

7 申告期限

令和3年2月1日 郵送及びeLTAXによる提出可

上記期限までに、御提出をいただかない場合、原則、固定資産税・都市計画税の減免（減額）は受けられません。郵送によって申告された方で、申告書の控えが必要な方は、控用の申告書コピー及び切手を貼った返信用封筒を同封してください。なお、申告書の控には受付印を押印いたしますが、この押印は收受の事実を確認するものであり、内容を証明するものではありません。

8 問い合わせ先

償却資産に関すること：0564-23-6094 事業用家屋に関すること：0564-23-6099
中小企業庁 固定資産税の軽減相談窓口：0570-077322